

議案第196号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部  
を改正する条例案

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

第9条の2中「を含む」を「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本市に派遣された職員を含む」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成25年4月13日から適用する。

平成25年5月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設するため、条例の一部を改正する必要があるの  
で、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 (抄)

(給与の種類)

第2条 前条の単純な労務に雇用される職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び**新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当**を含む。以下同じ。）、期末手当及び勤勉手当とする。

(災害派遣手当)

第9条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条その他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本市に派遣された職員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第153条その他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため本市に派遣された職員**及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本市に派遣された職員**を含む。）で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。